

令和5年度事業実施計画

北海道アザラシ管理計画（第3期）10. 2に基づき、令和4年度北海道アザラシ管理検討会での検討結果を踏まえ、令和5年度の事業実施計画を次のとおり定める。

1 周年定着個体の管理について

周年定着個体については、平成31年度(2019年度)以降、平成27年(2015年)の確認個体数(1,413頭)の概ね2分の1に削減することを目標としてきたが、令和2年(2020年)以降は、確認個体数とその目標とする数を下回る状況が続いている。また、近年の冬期確認個体数でも減少傾向がみられ、令和3年度(2021年度)は平成25年度(2013年度)以降で初めて1,000頭を下回った。

一方、近年、海獣類全般の来遊経路が変化しているとの指摘や、現在モニタリング対象としている上陸場以外での周年定着個体の上陸数が増えている可能性があるとの指摘があり、上記の確認個体数が北海道における現在の生息実態を適切に反映していない可能性もある。

このことから、令和5年度(2023年度)においては、周年定着個体の削減目標については従来水準を維持しつつ、道内での生息実態をより正確に把握するため、将来的な一斉調査の実施可能性を検証するための新たな上陸場確認調査の実施について検討する。

(表1) 夏期(8~10月)確認個体数(周年定着個体数)

調査年	礼文島	声問 宗谷	抜海	天売島	焼尻島	合計	備考
平成25年(2013年)	605	224	8	5	8	850	参考値
平成27年(2015年)	1,017	161	85	121	29	1,413	基準
平成28年(2016年)	659	219	23	67	47	1,015	
平成29年(2017年)	767	73	145	2	20	1,007	
平成30年(2018年)	661	52	102	28	29	872	
令和元年(2019年)	613	186	116	69	26	1,010	
令和2年(2020年)	398	65	49	52	45	609	
令和3年(2021年)	384	213	30	50	43	720	
令和4年(2022年)	270	154	34	10	42	510	

※令和4年の声問・宗谷は夏期に調査未実施のため6月のデータを用いた。

(表2) 冬期(11~2月)確認個体数

調査年	礼文島	声問 宗谷	抜海	天売島	焼尻島	合計
平成25~26年(2013~2014年)	1,080	193	908	349	381	2,911
平成26~27年(2014~2015年)	594	—	741	178	502	2,015
平成27~28年(2015~2016年)	404	161	601	223	503	1,892
平成28~29年(2016~2017年)	706	219	426	170	426	1,947
平成29~30年(2017~2018年)	671	204	481	168	321	1,845
平成30~31年(2018~2019年)	533	237	796	216	208	1,990
令和元~2年(2019~2020年)	397	263	443	183	174	1,460
令和2~3年(2020~2021年)	362	191	501	150	158	1,362
令和3~4年(2021~2022年)	285	223	315	117	18	958

※天売島と焼尻島は、11月~2月のデータ欠損のため、3月~5月のデータを用いた。

2 被害防除対策について

(1) 被害防止のための捕獲について

ア 冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群

冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群による被害防止を目的とする捕獲は、鳥獣保護管理法に基づき引き続き実施できることから、道は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく鳥獣被害防止総合支援事業による対策等が進んでいない市町村等に対して、さらに対策が進むよう情報提供などに努める。

イ 周年定着個体

留萌振興局・宗谷総合振興局管内における周年定着個体の数の調整を目的とする削減のための捕獲や追い払いの期間は、ゴマフアザラシ捕獲等許可取扱方針により6月1日から10月31日までとし、銃や刺し網等により捕獲を実施し、状況に応じて、追い払い、上陸阻止を実施する。

その際には、周年定着個体が南下することがないように連携した取組を実施するよう努めるものとする。

(2) 捕獲手法調査

捕獲や追い払いを効率的に行うため、捕獲や追い払い実施時の逃避行動や再上陸行動、実施後の回遊性の状況、岩礁を利用する個体の特性把握などの調査や分析を行う。

銃による捕獲については、発砲時に周辺の個体は連鎖的に上陸場から降りてしまうことから、その影響範囲が狭い空気銃の効果的な捕獲手法について検証する。

刺し網や箱わななどを活用し、各上陸場の地形や来遊時期に適した効果的な捕獲手法を検証する。

関係漁業協同組合あて、捕獲及び追い払いの実施回数等について情報提供を依頼し、その効果を検証する。

(3) 防除手法調査

定置網等にカメラを設置して、アザラシの入網の状況などから、被害防除対策を検討するとともに、環境省によるゼニガタアザラシに対する忌避装置や漁網の改良などの試験研究成果の情報共有に努める。

3 モニタリングについて

(1) 個体数

周年定着個体の削減の状況、効果、影響を検証するため、引き続き次の方法により周年定着個体数、回遊個体数及び捕獲や追い払い実施前後の各上陸地点の個体数変化を分析する。

- ・目視によるカウント
- ・ドローンの映像解析によるカウント
- ・定点カメラによる映像解析によるカウント

(2) 捕獲頭数、混獲頭数

道が作成する「鳥獣関係統計」や「海獣類漁業被害実態調査（混獲状況調査、出現状況調査）」から、捕獲頭数、混獲頭数及び目撃頭数を把握し、個体数動向の分析に資する。

(3) 漁業被害調査

漁業被害については、道が実施する「海獣類漁業被害実態調査（漁業被害状況調査）」により引き続き把握していくとともに、被害の実態について、被害が生じている海域及びその周辺の漁業協同組合、漁業者等から聞き取りを実施する。

(4) 上陸場調査

現在把握している上陸場以外の新たな上陸場がある可能性があることから、現地調査や聞き取り調査を実施する。

4 その他

(1) 北海道アザラシワークショップの開催

市町村や漁業者などを対象としたワークショップを開催し、ゴマフアザラシ対策の最新の知見などについての情報の共有を図る。

(2) 捕獲個体の適正処理等

捕獲の実施に当たっては、「鳥獣被害防止特措法」に基づく協議会などが関係機関と捕獲個体の適正処理について十分な連携を図る。

また、毛皮、肉、脂などの有用性について情報を収集する。

(3) 地域社会への影響（漁業被害を除く）

ゴマフアザラシが回遊してくることによる地域社会への影響（漁業被害を除く）を検証するため、必要に応じて市町村、教育委員会などに対し、観光資源や教育材料としての活用状況などの調査等を行う。

(4) 北海道アザラシ管理検討会の開催

前年度の取組やモニタリングの結果などから計画の評価・検証を行い、周年定着個体数の削減目標等を定めた事業実施計画に反映させるため、年2回を目途に開催する。